第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十四　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項若しくは第24項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　略］

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

第６号様式別表５の６の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項又は第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項又は第14項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　略］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額㉟」から「付加価値額からの控除額㊶」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（(2)は令和６年４月１日以後に開始する事業年度、(5)は令和７年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

［(1)～(4)　略］

(5)　租税特別措置法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等が法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合

５　「前事業年度㉑」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉒」から「㉓のうち雇用安定助成金額㉔」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十三　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第17項若しくは第23項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　同左］

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十五　挿入］

第６号様式別表５の６の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　同左］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額㉞」から「付加価値額からの控除額㊵」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（(2)は、令和６年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

［(1)～(4)　同左］

［新設］

５　「前事業年度又は前連結事業年度⑳」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉑」から「㉒のうち雇用安定助成金額㉓」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政